

議案第 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定及び認定変更しようとするので、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

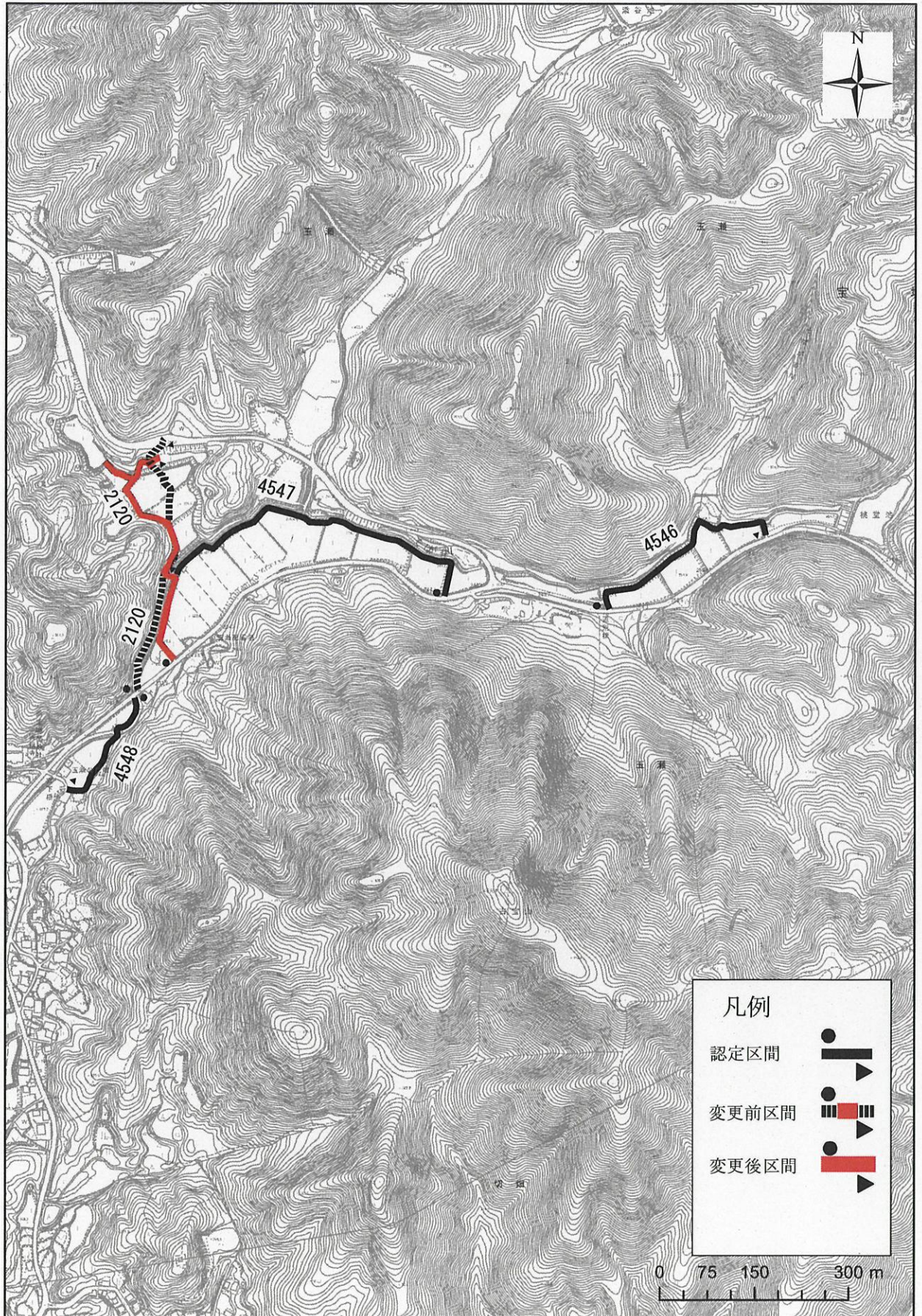
1 認定しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4546	4546号線	起点	玉瀬字道別20番		m 359.10	m 最大 7.80
		終点	玉瀬字桃堂44番			最小 4.40
4547	4547号線	起点	玉瀬字辻ヶ平井34番		m 564.40	m 最大 9.50
		終点	玉瀬字持田40番			最小 4.20
4548	4548号線	起点	玉瀬字川端43番1		m 206.30	m 最大 9.10
		終点	玉瀬字川端45番2			最小 4.60
4549	4549号線	起点	玉瀬字前田69番		m 105.40	m 最大 9.50
		終点	玉瀬字前田22番			最小 3.00
4550	4550号線	起点	玉瀬字四十八45番		m 420.70	m 最大 6.00
		終点	玉瀬字助右エ門西36番2			最小 4.20
4551	4551号線	起点	玉瀬字乾垣内47番2		m 142.90	m 最大 10.00
		終点	玉瀬字乾垣内48番2			最小 3.50

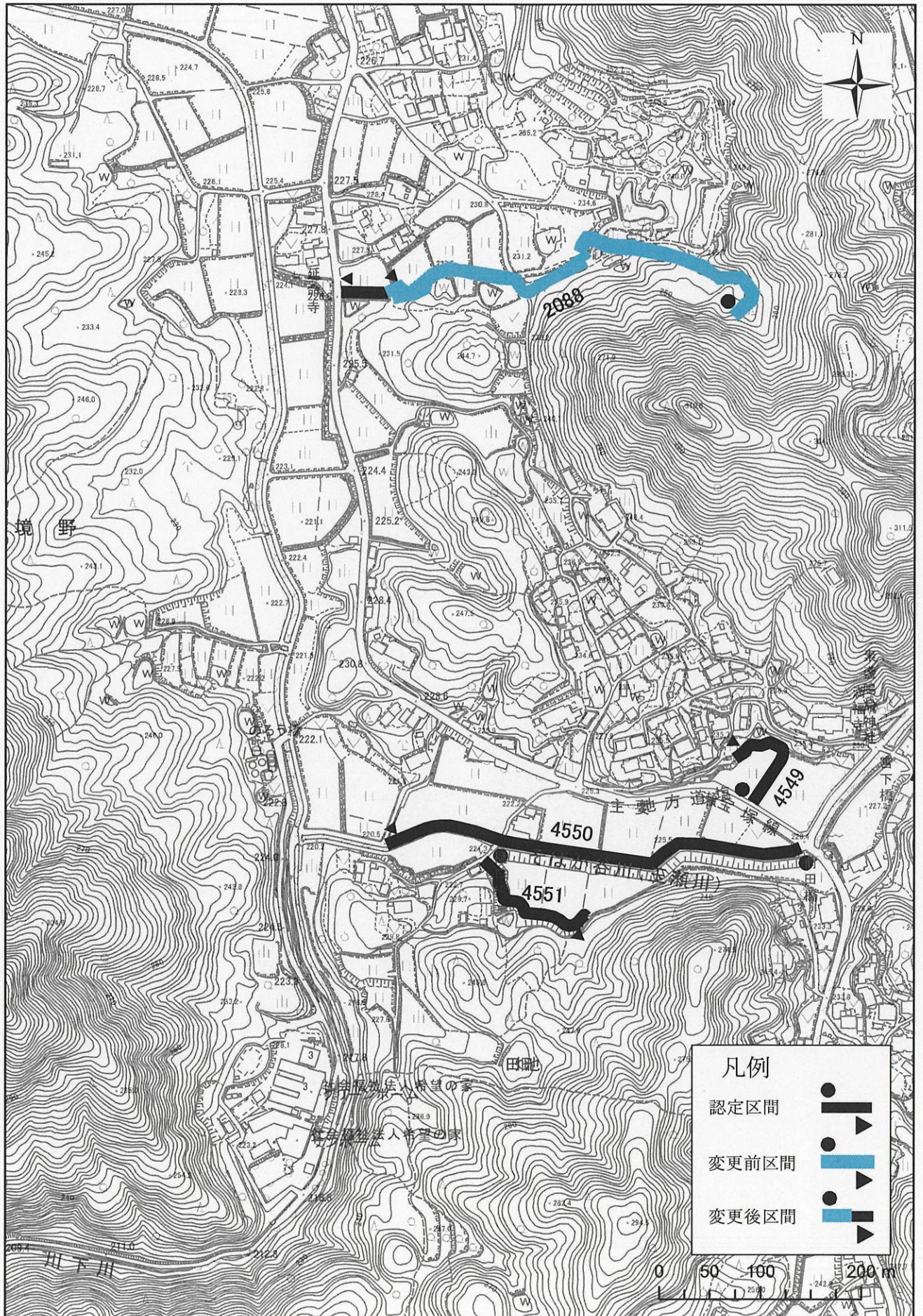
2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
2088	2088号線	変更前	起点	玉瀬字飛カス上1番	339.00	m
			終点	玉瀬字飛カス道下10番3		最大 0.60
		変更後	起点	玉瀬字飛カス上1番	374.00	m
			終点	玉瀬字飛カス道下43番		最大 5.80
2120	2120号線	変更前	起点	玉瀬字持田23番1	444.30	m
			終点	玉瀬字口中山7番1		最大 6.60
		変更後	起点	玉瀬字持田56番1	422.90	m
			終点	玉瀬字奥中山53番		最大 8.70
					最小 0.60	最小 0.90

議案第 号
市道路線の認定及び認定変更について
認定路線図 その1

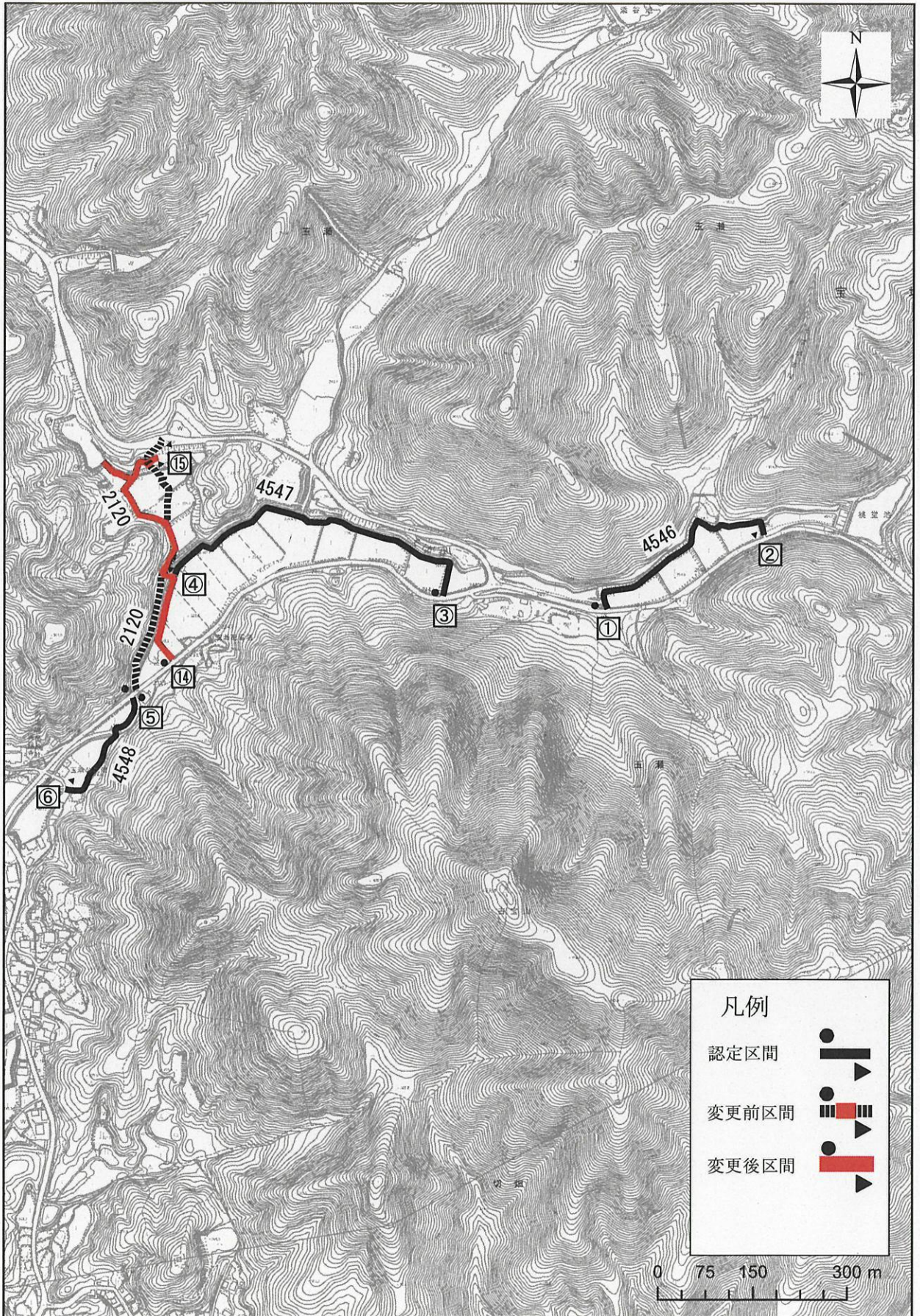


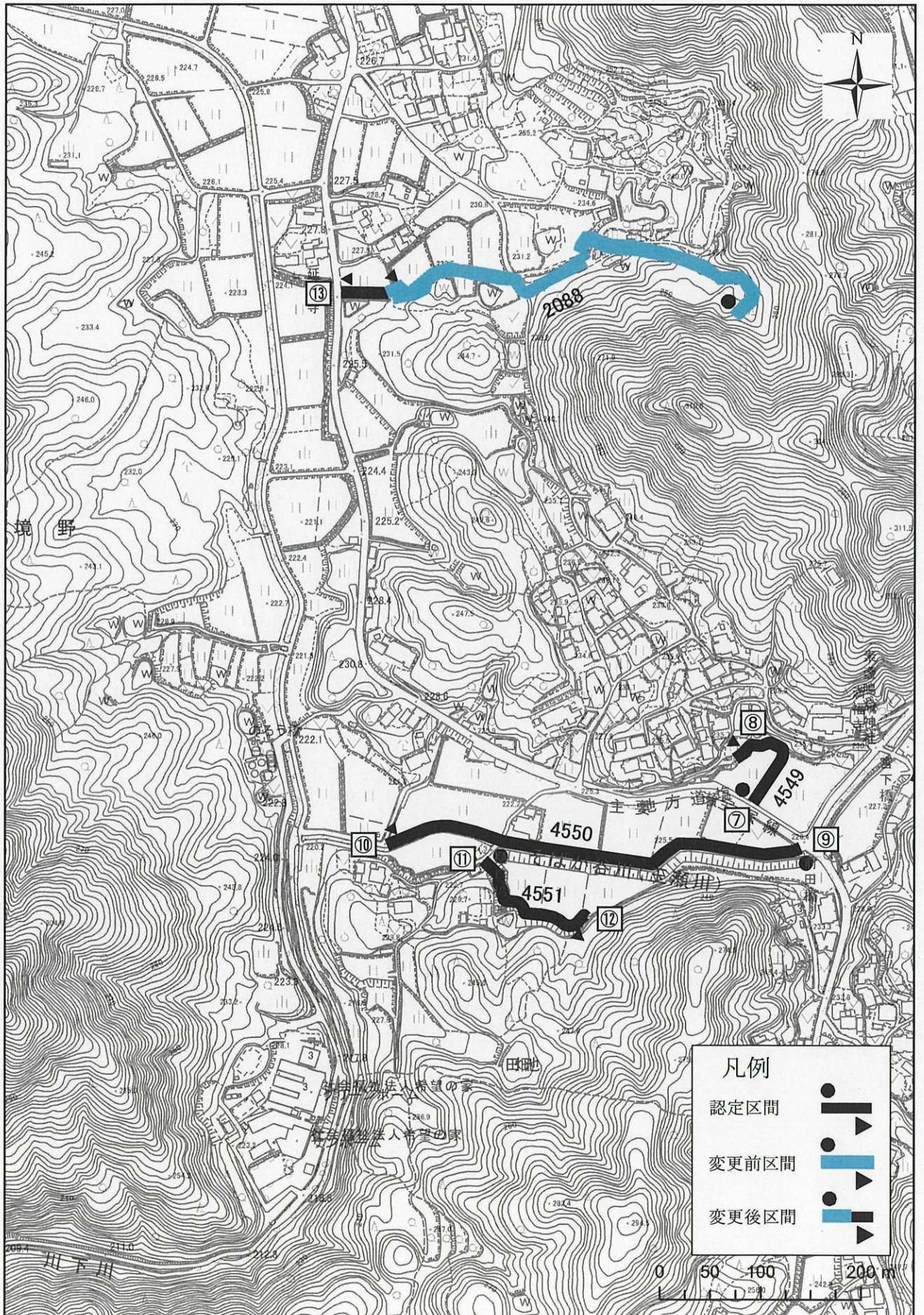
議案第 号
 市道路線の認定及び認定変更について
 認定路線図 その2



市道路線の認定及び認定変更について
市道路線の写真番号図 その1

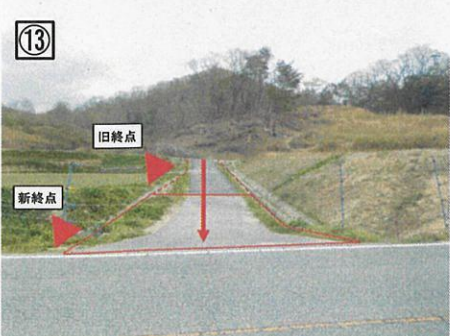
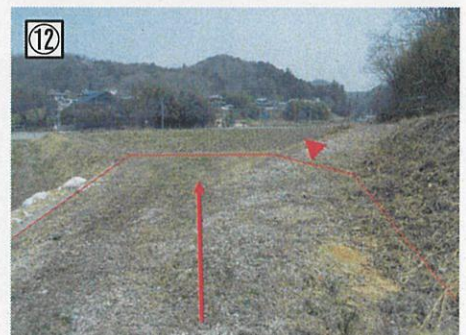
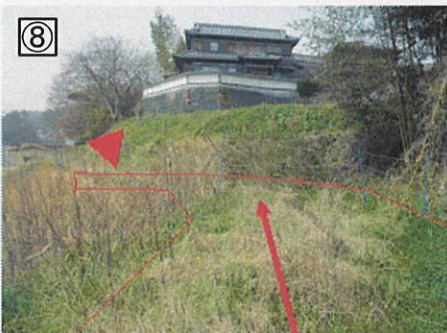
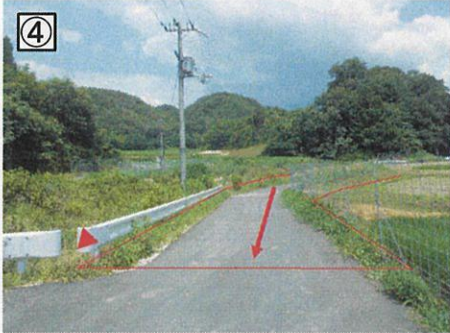
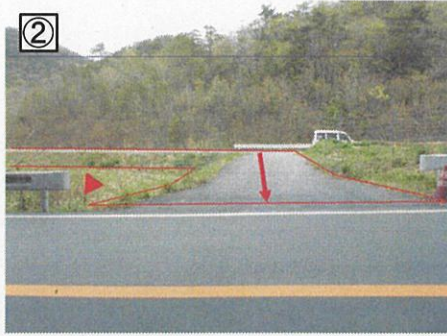
都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課





市道路線の認定及び認定変更について
市道路線の写真

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課



議案第 号

市道路線の認定について

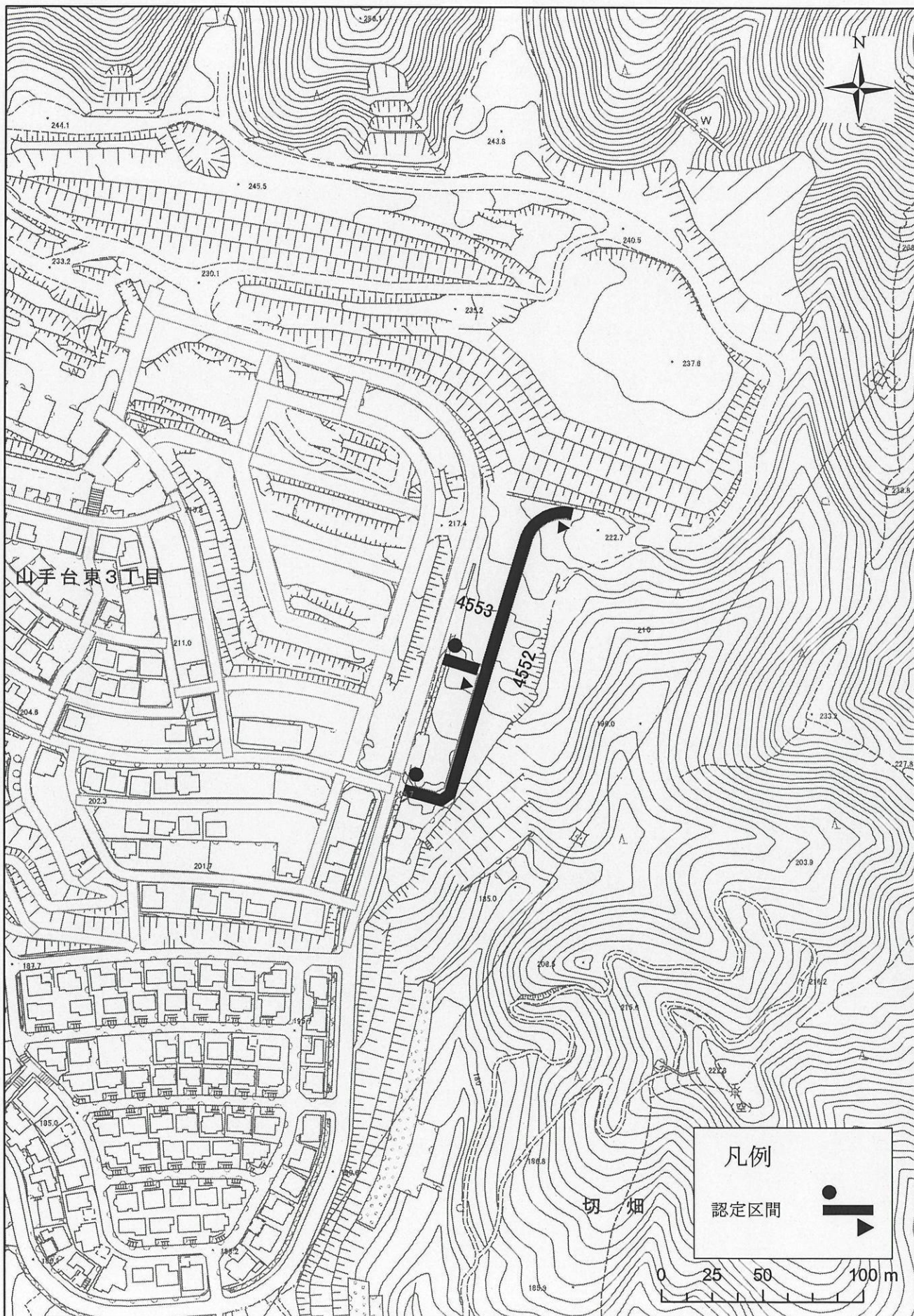
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

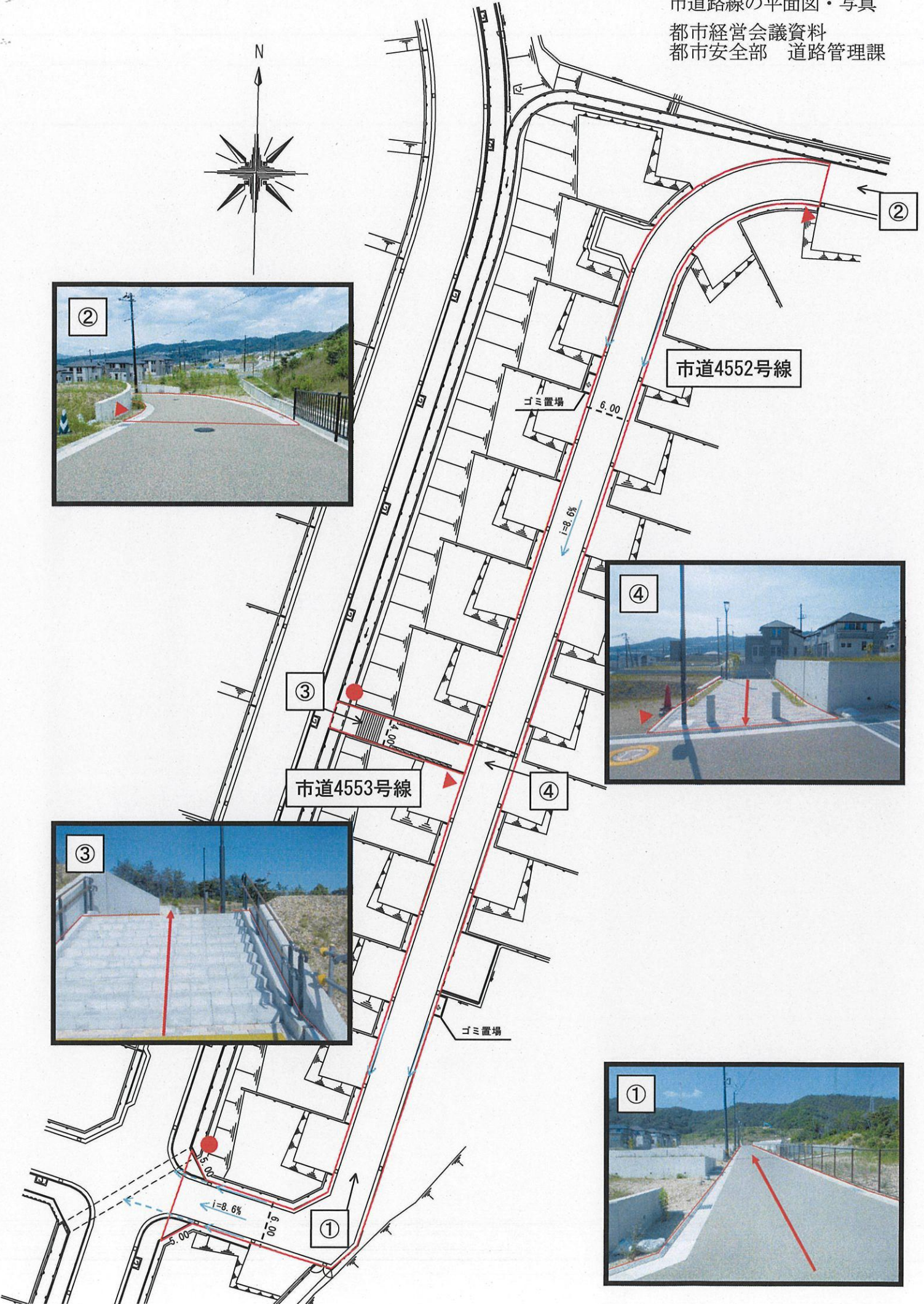
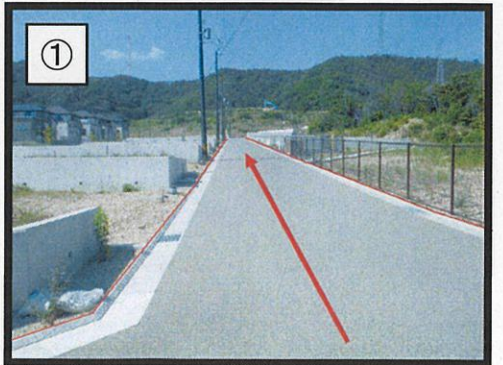
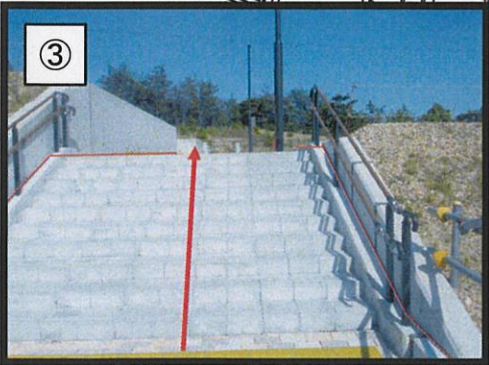
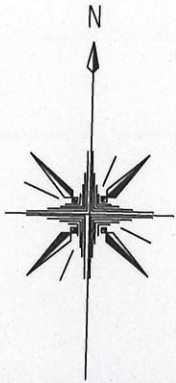
令和3年(2021年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4552	4552号線	起点	山手台東3丁目29番1		m 183.10	m 最大 6.00	
		終点	山手台東3丁目7番94			m 最小 6.00	
4553	4553号線	起点	山手台東3丁目7番 1372		m 19.30	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東3丁目29番5			m 最小 4.00	

議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図





議案第 号

市道路線の認定について

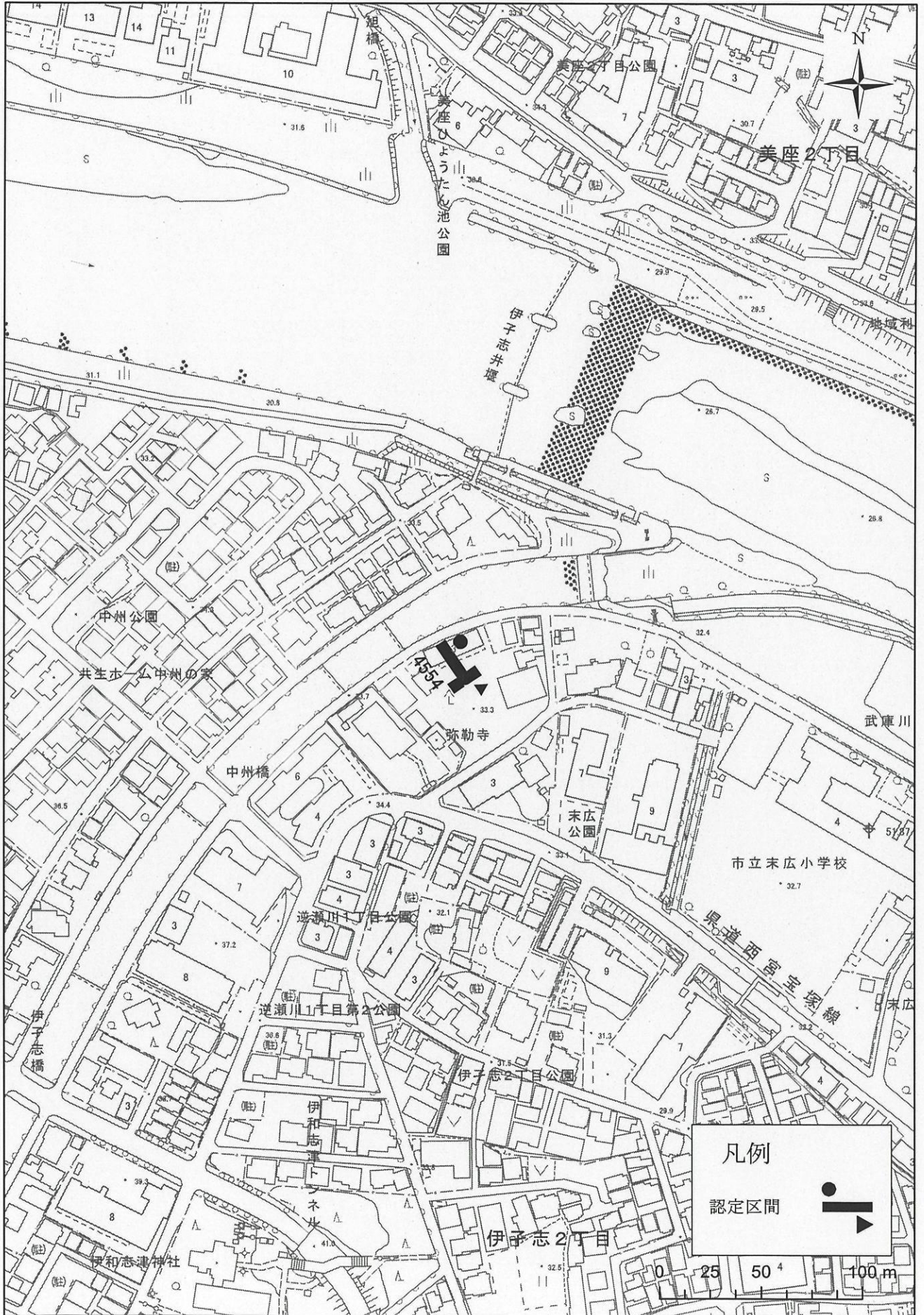
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4554	4554号線	起点	末広町15番24		m	m
		終点	末広町15番21		36.12	最大 4.50 最小 4.30

議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

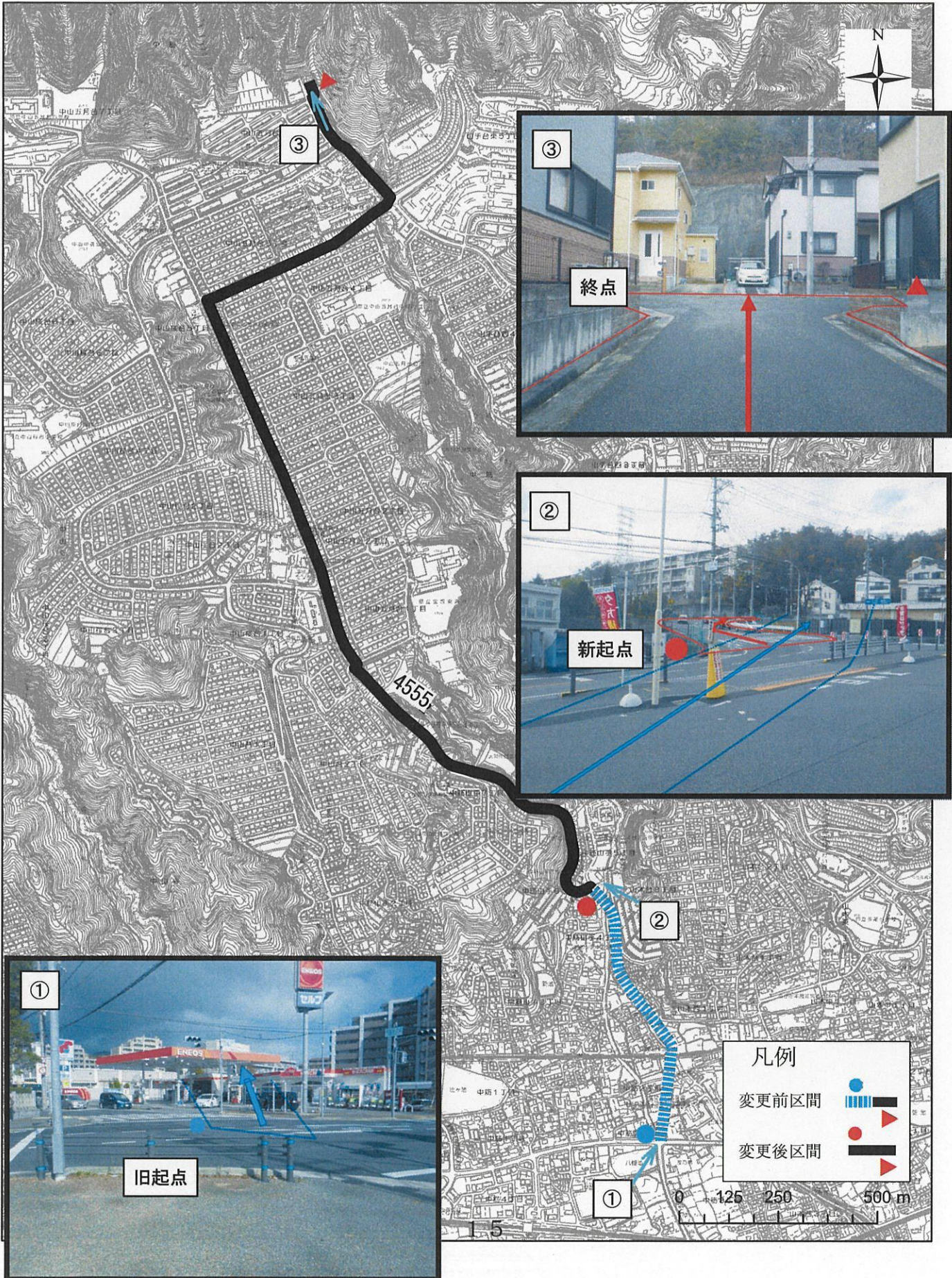
令和3年(2021年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
4555	変更前	中筋鳥脇線	起点	中筋2丁目238番		m	m
			終点	中山五月台6丁目9番12		3,633.80	最大42.00 最小 6.00
	変更後	4555号線	起点	中筋山手4丁目192番1		m	m
			終点	中山五月台6丁目9番140		2,928.80	最大42.00 最小 6.00

市道路線の認定変更について
市道路線の写真

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課



議案第 号～第 号 市道路線の認定及び認定変更について

資料1 提出議案一覧表

議案 番号	路線 番号	起終点地番		延長(m)		設備		備考
		土地の表示		幅 員	最大	舗装		
		帰属者(起業者)又は寄付者の住所			最小	側溝		
		帰属者(起業者)又は寄付者						
4546		玉瀬字道別20番 ～ 玉瀬字桃堂44番			359.10	アスファルト	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字桃堂43番						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	7.80	あり		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	4.40	なし		
4547		玉瀬字辻ヶ平井34番 ～ 玉瀬字持田40番			564.40	アスファルト	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字持田42番2、41番、55番、辻ヶ平井33番、35番、茶屋ノ下47番						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	9.50	あり		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	4.20	なし		
4548		玉瀬字川端43番1 ～ 玉瀬字川端45番2			206.30	アスファルト	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字川端42番、44番、46番、45番1						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	9.10	あり		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	4.60	なし		
4549		玉瀬字前田69番 ～ 玉瀬字前田22番			105.40	アスファルト 一部舗装なし	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字前田67番、71番、70番2						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	9.50	あり		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	3.00	なし		
4550		玉瀬字四十八45番 ～ 玉瀬字助右工門西36番2			420.70	アスファルト	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字四十八46番、47番2、樋口34番、36番、助右工門西31番						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	6.00	あり		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	4.20	なし		
4551		玉瀬字乾垣内47番2 ～ 玉瀬字乾垣内48番2			142.90	砂利	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		玉瀬字乾垣内47番1、49番1						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	10.00	なし		
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	3.50	なし		
2088		変更前 玉瀬字飛カス上1番 ～ 玉瀬字飛カス道下10番3			変更前 339.00	アスファルト	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		変更後 玉瀬字飛カス上1番 ～ 玉瀬字飛カス道下43番			変更後 374.00			
		玉瀬字飛カス道下42番、33番						
		宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	変更前 0.60 変更後 5.80			あり
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	0.60	なし		
		変更前 玉瀬字持田23番1 ～ 玉瀬字口中山7番1			変更前 444.30	アスファルト 一部舗装なし	玉瀬土地改良区の県営ほ場整備事業により整備された道路の管理引継	
		変更後 玉瀬字持田56番1 ～ 玉瀬字奥中山53番			変更後 422.90			
		玉瀬字奥中山55番、52番、41番、50番、48番、46番の一部、37番、玉瀬字持田55番、41番の一部						
宝塚市玉瀬字川端22番1		最大	変更前 6.60 変更後 8.70	あり				
		玉瀬土地改良区 理事長 下西 利夫		最小	0.90	なし		
		山手台東3丁目29番1 ～ 山手台東3丁目7番94			183.10	アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属	
		山手台東3丁目7番1369						
		大阪市北区芝田1丁目1番4号阪急ターミナルビル内 阪急阪神不動産株式会社		最大	6.00	あり		
		最小	6.00	あり				
4553		山手台東3丁目7番1372 ～ 山手台東3丁目29番5			19.30	インターロッキング	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属	
		山手台東3丁目7番1371						
		大阪市北区芝田1丁目1番4号阪急ターミナルビル内		最大	4.00	あり		
		阪急阪神不動産株式会社		最小	4.00	なし		
4554		末広町15番24 ～ 末広町15番21			36.12	インターロッキング	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属	
		末広町15番15						
		宝塚市逆瀬川1丁目14番6号		最大	4.50	あり		
		株式会社ウィル		最小	4.30	あり		
変更前 中筋鳥 脇 変更後 4555		変更前 中筋2丁目238番 ～ 中山五月台6丁目9番12			変更前 3,633.80	アスファルト	市道路線の新規認定・廃止基準第4条第3号による市道の一部廃止	
		変更後 中筋山手4丁目192番1 ～ 中山五月台6丁目9番140			変更後 2,928.80			
		中筋山手4丁目158番2外						
		-		最大	42.00			あり
		最小	6.00	あり				

議案第 号

市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。